## 住まいに関する支援制度一覧

<u>市町村名: 渋川市</u>						融資利率						1	
	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	概員利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
耐震診断費	助成	木造住宅耐震診断者派遣事業		①昭和56年5月31日以前に建てた一戸建て住宅 ②住宅の用に供される面積が、延べ面積の過半を占める 住宅 ③地上2階建以下の住宅 ④在来軸組工法(太い柱又は垂れ壁を主な耐震要素とす る伝統的工法で建てられた住宅を含む)によって建てられ た住宅 ⑤市税を滞納していないこと。 ⑥市内に住所を有する個人が居住している住宅又は居住 しようとする住宅	無料のため限度額なし *交通費1,000円の個人負 担有り (耐震診断者に直接払う)			随時	予算の範 囲内	建築住宅課	0279-22-2072	https://www.city.shibuka wa.lg.jp/kurashi/hikkoshi = sumai/sumai/sumai/p00 1570.html	
耐震改修費	助成	木造住宅耐震改修補助事業	耐震診断を行った木造住宅を対象に耐震改修費を助成し、地震に強いまちづくりの推進を図る。	次の①~⑤の全てに該当するもの ①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての住宅および店舗等併用住宅(半分以上が居住用)で地上二階建以下のもので、原則居住をしている住宅。 ②木造在来軸組構法(伝統的構法を含む)によって建てられたもの。 ③市税を滞納していないこと。 ④設計及び工事監理が、一級、二級及び木造建築士で「木造住宅の耐震診断と補強方法」の講習を受講している者が行うものであること。 ⑤耐震改修工事が、木造住宅の耐震診断と補強方法に基づく一般診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された戸建住宅を、耐震改修後の耐震性の上部構造評点の耐震診断が1.0以上となるものであること。 ⑥工事着手前であること ⑦工事完了の報告を申請した年度の3月末日までに提出できるもの	改修工事及び工事監理費)の 2分の1(限度額60万円)			随時	予算の範 囲内	建築住宅課	0279-22-2072	https://www.city.shibuka wa.lg.jp/kurashi/hikkoshi = sumai/sumai/sumai/p00 1569.html	
耐震シェルター等設置工事費	助成	木造住宅耐震改修補助事業	に強いまちづくりの推進を図る。	高齢者のみ居住する住宅または障害者が同居する住宅で次の条件を満たすもの。 ①市内の住宅で個人が所有するもの ②昭和56年5月31日以前に建てた一戸建て住宅または併用住宅(住宅が半分以上のもの)で地上2階建以下のもの ③木造(在来軸組構法等)で建てられたもの ④耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの ⑤耐震シェルター、耐震ベッド装置の機種は、市が認める機種から選択し設置するもの ⑥市税を滞納していないこと ⑦工事着手前であること ⑧工事完了の報告を申請した年度の3月末日までに提出できるもの	設置工事費(購入費、運搬費 含む。)の2分の1(限度額30 万円)			随時	予算の範囲内	建築住宅課	0279-22-2072	https://www.city.shibuka wa.lg.jp/kurashi/life_even t/hikkoshi- sumai/sumai/sumai toch i/p005726.html	
リフォーム資金 (住宅リフォーム補助)	助成	住宅エコリフォーム支援事業	②市内の事業者へ発注するエコリフォーム	②市の他の補助制度を重複して受けていない人	対象工事費の5% (上限10万円)			随時	予算の範 囲内	建築住宅課	0279-22-2072	https://www.city.shibuka wa.lg.jp/kurashi/hikkoshi _ sumai/sumai/sumai/p01 0382.html	
太陽光発電設備等設置費	助成	住宅用温暖化対策設備等導入補助金	家庭における温室効果ガスの排出を抑制するとともに 災害に 強いまちづくりを推進するため、定置用リチウムイオン蓄 電池システム、HEMS機器、太陽光発電システム、V2 H、EV又はPHEV、電気自動車用普通充電設備、ペ レットストーブを設置(購入)した者に対し補助金を交付 する。	①市民である方 ②対象システムを導入した住宅に居住している方 ③対象システムの設置費用を負担した方 ④電力会社と電力受給契約を締結した方 ⑤暴力団員でない方 ⑥市税の滞納がない方 ⑦対象システムについて、他の本市補助金の交付を受けていない方	○蓄電池 4kwh以上 50,000円 4kwh未満 30,000円 ○HEMS 10,000円 ○太陽光 4kw以上 50,000円 4kw未満 30,000円 ○V2H 50,000円 ○EV又はPHEV 50,000円 ○電気自動車用普通充電設備 50,000円 ○ペレットストーブ 50,000円			随時	予算の範 囲内	環境森林課	0279-22-2114	https://www.city.shibuka wa.lg.jp/kurashi/gomi/on danka/p006515.html	
生ゴミ処理機設置費	助成	生ごみ堆肥化処理容器等購入費補 助金	一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、 生ごみ堆肥化処理容器、微生物による処理容器、電 動式生ごみ処理機を購入した者に対し補助金を交付 する。	①市内に住所を有し、居住している方 ②市税の滞納がない方 ③暴力団員でない方	○生ごみ堆肥化処理容器 3,000円 ○微生物による処理容器 2,000円 ○電動式生ごみ処理機 30,000円			随時	予算の範 囲内	環境森林課	0279-22-2114	https://www.city.shibuka wa.lg.jp/kurashi/gomi/go minogenryorecycle/p001 176.html	

## 住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 渋川市	ΕZΛ	<b>市</b>	可次 吐代の牡布した 7 ( 丁市) 中京	₩ <i>₽</i> ( <b>4</b> \ <b>m</b> / <b>u</b>	79 dt dv	融資利率	□ 次 ₩ BB	   ch == / 古	<b>≒</b> #.	+□ \/ ==	電話番号	I ID #8 #\$ / / . \	7.00
住宅家賃	助成	住居確保給付金	融資・助成の対象となる(工事)内容 離職などにより住居を失った、もしくは失うおそれのある 者又は休業等により収入が減少し、離職等と同程度の 状況にある者に、一定期間家賃相当額を支給する。	対象(者)要件 ・離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者・離職して2年以内の者又は休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者・誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。・収入及び資産が、収入要件、資産要件の範囲内であること。	30 <b>,</b> 700円 (単身世帯)	(利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間 原則3か月 (最長9か 月)	申請/募集時期	- -	地域包括ケア課	(申込・問合せ先) 0279-22-2115	HP掲載(リンク先)  http://www.city.shibuka wa.lg.jp/kenkou/fukushi/ seikatsu/p000403.html	その他
リフォ-ム資金 (重度身体障害者(児) 住宅改造費助成制度等)	助成	渋川市重度身体障害者(児)住宅 改造費補助金	新築及び増築を除く浴室・便所・玄関・台所及びその 他市長が特に必要と認めた工事。	市内に居住し、住民登録されており、身体障害者手帳の交付を受けている下肢の障害者で1・2級の者、体幹の障害者で1・2級の者、下肢及び体幹の重複障害者で1・2級の者、視覚の障害者で1級の者、上肢の障害者で1・2級の者(ただし、それぞれの上肢に4級以上の障害のある者)で該当年度の市町村民税所得割額16万円未満の世帯に属する者。	分の5を乗じて得た額と補助 基本額60万円の6分の5を乗 じた金額とを比較して少ない 方の額とする。	_	-	随時	予算の範 囲内	地域包括ケア課	0279-23-2359	http://www.city.shibukawa.lg.jp /kenkou/fukushi/syougaisya/p 000413.html	
合併処理浄化槽設置費	助成	净化槽設置整備事業費補助金	新設5人槽138,000円以内·6~7人槽180,000円以内·8~10人槽237,000円以内·11~50人槽237,000円以内。転換5人槽432,000円以内·6~7人槽514,000円以内·8~10人槽648,000円以内·11~50人槽648,000円以内。	専用住宅(小規模店舗併用住宅を含む。ただし、住宅部分の延べ床面積1/2以上のもの)	内容のとおり	_	_	令和6年1月3 1日までに申請 書を提出し、か つ、令和6年2 月29日までに 実施報告書の に限る。	予算の範 囲内	業務課	0279-25-7812	http://www.city.shibuka wa.lg.jp/kurashi/jyougesu idou/gesuidou/p001257. html	
移住者住宅支援事業助成金	助成	移住者住宅支援事業	住宅を取得し市外から転入する人に助成する。 ①玄関、台所、便所、浴室があり、床面積の合計が50 ㎡以上の住宅 ②建物の所有権保存登記から1年以内	①市内に住宅を取得して、市外から転入する人 ②市区町村税を滞納していない人 ③初めて市に住民登録する、又は市から転出して1年以上 経過している人 ④住民登録をしてから2年を経過してない人 ⑤助成対象者につき1回限り ⑥移住定住新生活応援事業助成金及び移住支援金の交付を受けていないこと 【加算額】 ア)若者支援(40歳未満) 10万円 若者支援(30歳未満) 更に10万円 イ)子育て支援 15歳以下の子ども1人につき 10万円 ウ)市内業者利用 30万円 エ)中古住宅取得 10万円 次川空き家バンク利用 更に20万円 オ)普通自動車運転免許取得支援 20万円 カ)ペーパードライバー講習受講支援 3万円 カ)ペーパードライバー講習受講支援 3万円 カ)ペーパードライバー講習受講支援 3万円 カ)県外勤務支援 20万円 ク)県外勤務支援 20万円 ク)県外移住者支援 20万円 カ)とで支援 10万円 カ)大家族支援 10万円 カ)大家族支援 10万円 カ)ナ家族支援 10万円 カ)ナアウングルパパママ支援 10万円 カ)ナアウングルパパママ支援 10万円	10万円 (加算額を含め120万円限度) (過疎地域は更に100万円加算)			随時	予算の範囲内	市民協働推進課	0279-22-2401	https://www.city.shibukaw a.lg.jp/kurashi/hikkoshi- sumai/sumai/sumai/p003794 .html	
移住定住新生活応援事業助成金	助成	移住定住新生活応援事業	婚姻又はパートナーシップ宣誓を機に市内の新居において新生活を開始した世帯に助成する。	①婚姻等をし、市内に住民登録をし、定住すること ②申請日の年齢がお二人とも40歳未満であること ③婚姻日等の前後6か月の間に、転居届又は転入届による住民異動を行った二人のみの世帯員により、市内の住宅 (工事請負契約若しくは売買契約により取得した住宅又は 賃貸借契約により借り受けた住宅 ④婚姻日等から6か月を超えていないこと ⑤助成対象者につき1回限り ⑥移住定住新生活応援事業助成金及び移住支援金の交付を受けていないこと ⑦納入義務を有する市区町村税の未納がないこと ⑧生活保護法で定める被保護者ではないこと ⑨暴力団員でないこと 【加算額】5万円 婚姻日等の6か月前から助成金申請日までに市内へ転入した場合、お一人につき	10万円 (加算額を含め、最大20万円 を限度)			随時	予算の範囲内	市民協働推進課	0279-22-2401	https://www.city.shibukaw a.lg.jp/kurashi/hikkoshi- sumai/sumai/ijyuu/p008216 .html	